

## 中国の競争政策の最近の動向—独禁法執行状況を中心に—

2024年10月30日 14:00~16:00

神戸大学大学院法学研究科 教授 川島 富士雄 氏

### 1. 中国独禁法概論

#### (1) 中国独禁法改正

- ・旧中国独禁法(8章57条)：2007年8月30日制定公布、2008年8月1日施行。
- ・改正中国独禁法(8章70条)<sup>1</sup>：2022年6月24日改正、2022年8月1日施行。

#### (2) 行為類型・制裁

独占合意(16~21条) ・水平的合意、垂直的合意	・違法行為停止命令 ・違法所得没収
市場支配的地位濫用(22~24条) ・私的独占	・行政制裁金：前年度売上高の1~10% (56~57条)
企業結合(25~38条) ・事前届出義務、30日+90日+60日で 審査⇒禁止、条件付承認、無条件承認	・原状回復命令 ・行政制裁金：前年度売上高の10%以下 (58条)
行政独占(39~45条) ・地方保護主義等を規制	・上級庁からの是正命令、独禁法執行機関 から提案可(61条)

#### (3) 執行機関

- ・旧中国独禁法制定時は、国家発展改革委員会（価格関連）、工商総局（非価格関連）、商務部（企業結合）が担当。
- ・2018年4月の執行機関統合後は、国家市場監督管理総局(SAMR)の独占禁止局が担当。
- ・2021年11月以降は、国家市場監督管理総局内の国家独占禁止局が担当。国家独占禁止局の下に競争政策協調司、独占禁止法執行一司、独占禁止法執行二司がある。
- ・市場総局と地方市場局の管轄配分は、次の通り。
  - ① 省、自治区、直轄市区域内の独占行為は各省市場局
  - ② 省をまたがる等の独占行為は市場総局
  - ③ 企業結合は、簡易案件を地方局に試験的委託<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 公取委 HP に試訳あり。 [https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetical/c/china\\_kariyaku\\_2023.pdf](https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetical/c/china_kariyaku_2023.pdf)

<sup>2</sup> 「一部の企業結合案件独占禁止審査の委託展開の試行に関する公告」(2022/7/15)により、条件を満たす簡易届出案件を北京市・上海市・広東省・重慶市・陝西省の各当局に委託することができる

#### (4) 運用

・2008～2024年までの16年間の運用実績：

2023年末までに独占合意が240件、支配的地位濫用が105件、企業結合審査が約5630件、制裁金が約385億元(約7700億円)である。

・2020年末からの運用：

① 対外国企業に関しては、企業結合の未届実施案件(Gun Jumping)の処分が活発化  
② 対国内企業に関しては、プラットフォーム事業者が規制対象となった。例として、  
(ア)2021年4月、アリババが小売プラットフォーム業界において二者択一強制により支配的地位を濫用したとして約182億元の制裁金を課せられた。

(イ)2021年10月、フードデリバリー大手の美团が二者択一強制により支配的地位を濫用したとして約34億元の制裁金を課せられた。

(ウ)テンセントはゲーム動画サイトである虎牙と闘魚の各発行済株式51%及び37.2%を保有しているが、2021年7月、虎牙と闘魚の企業結合が禁止となり、また同年同月テンセントが2016年に実施した中国音楽集団買収につき原状回復命令が出された。

・2022年春以降の運用：プラットフォーム事業者への対応が鎮静化し、民生領域重点に回帰している。

## 2. 執行機関統合後の法執行概観

### (1) 法執行状況(2020～2023年)

	2020	2021	2022	2023
独占合意	16	11	16	16
市場支配的地位濫用	10	11	13	11
企業結合 (禁止/条件付承認/終結)	0/4/473	1/4/727	0/5/794	0/4/797
企業結合未届出	16	107	59	不明
行政独占	67	46	73	39
件数合計/ 制裁金・違法所得没収合計	109/ 4.5億元	176/ 235.86億元	101/ 7.84億元	不明/ 21.63億元

### (2) 法執行状況のまとめ(2021～2023年)

・共産党トップの方針変化に応じ、巨大ITに対する法執行が急増から急減、しかしそれ以外の法運用については20年以前からの継続性保持(民生、地元密着、医薬)。

・今後の展望は、当面、民生に法執行を集中し、巨大ITは常態化監督管理(行政指導、指針等による事前予防に重点)で正式処分を避ける傾向が継続されるものと予測。

## 3. 独占合意規制(カルテル、再販等)

### (1) 基本規定

第 16 条(独占合意の定義):旧 13 条 2 項から移動。水平垂直共通ルール明確化

第 17 条(水平的独占合意):旧 13 条 1 項。

第 18 条(垂直的独占合意):旧 14 条。2 項(新設)で再販価格に合理原則導入。3 項(新設)でセーフハーバー設定を可能とするも、現時点で実施規定による具体的設定なし。

第 19 条(独占合意の組織・幫助):新設

第 20 条(適用免除):旧 15 条。EU 競争法 101 条 3 項と類似。

第 21 条(事業者団体による独占行為の組織):旧 16 条。事業者団体が独占行為を組織することを禁止。

## (2)実施規定及びガイドライン

・ 2023 年 4 月 15 日施行の「独占合意禁止規定」5 条 2 項によれば、合意は口頭でも書面でもよい。

・ 同規定 16 条 1 項によれば、価格カルテル、数量制限カルテル、市場分割カルテル、新技術の購入・開発制限カルテル、共同ボイコット（以上、法 17 条 1～5 号列挙）、再販売価格維持（法 18 条 1～2 号列挙）は原則違法。これ以外は合理の原則。

## (3)調査手続関係の規定

第 53 条(事業者による約束):旧 45 条。適用は、市場支配的地位濫用が多いが、実質的な価格カルテルや市場分割カルテル等ハードコアカルテルに関する調査が停止又は終了となったこともある。

第 54 条(行政独占に対する調査協力):

第 55 条(面談による改善要求):新設。常態化監督管理。2023 年 11 月「一函三書制度」

## (4)法律責任

第 56 条(独占合意に対する制裁):旧 46 条。

・ 違法行為停止命令＋違法所得の没収＋行政制裁金の累積処分。

・ 行政制裁金は前年度売上高の 1%以上 10%以下。(前年度売上高がない場合は、500 万元以下。独占合意未実施の場合は、300 万元以下。法定代表者等は 100 万元以下。)

第 59 条(制裁金に対する考慮要素):旧 49 条。

第 63 条(制裁金の増額):新設。本法の規定に違反し、情状が特に深刻であり、影響が特に悪く、又は特に深刻な結果をもたらす場合、独占禁止法執行機構は第 56 条、第 57 条、第 58 条又は第 62 条に定める行政制裁金金額の 2 倍以上 5 倍以下で、具体的な行政制裁金金額を確定することができる。

第 60 条(民事責任):旧 50 条。

①事業者が独占行為を実施し他人に損害をもたらした場合は法に従い民事責任を負う。

②事業者が独占行為を実施し社会公共利益に損害をもたらした場合は、区を設けた市級以上の人民検察院は法に従い人民法院に対し民事公益訴訟を提起することができる

第 64 条(信用記録と公表): 略

第 67 条(刑事責任追及): 本法に違反し犯罪を構成する場合、法に従い刑事責任を追求する。

(5) 現行リニエンシー基準 (2019 年 1 月 4 日のリニエンシー指針)

- ・ 第 1 位 80~100% 減免。調査・立件前第 1 位は免除。組織者は免除なし。
- ・ 第 2 位 30~50% の減軽。第 3 位 20~30% の減軽。第 4 位以下 20% 以内の減軽。
- ・ 指針後の事例 (2021 年日郵自動車物流事件) 主組織者で +1%。申請第 1 位で 90% 減軽、よって 0.2% 制裁金 ( $2\% \times 10\% = 0.2\%$ )。

(6) 再販売価格維持

① トヨタレクサス再販事件 (2019 年 12 月 6 日)

2015~18 年、ディーラーに対し、ネット表示価格を希望小売価格に統一するよう要請、希望小売価格からの割引率を制限等。積極的な調査協力、違反行為自認、自主改善措置等も考慮し 2016 年売上高の 2%、8761 万元 (約 14 億円)

② 2023 年北京紫竹医薬再販事件 (2023 年 5 月 24 日)

(事実) 2015~19 年、紫竹製薬は、2015 年から 2021 年までの間、全国のレボノルゲストレル錠剤医薬品 (避妊薬・アフターピル) について、一次販売業者及び二次販売業者と垂直的価格独占合意締結。

(決定) 旧 14 条適用事案にもかかわらず、本決定は「独占協定が競争を排除し又は制限する効果を有しないことを証明できる場合、法執行機関は、法律に従ってこれを禁止しないことができる」と改正法第 18 条 2 項に沿った解釈。

③ 再販は約束による調査終了・リニエンシーいずれの対象範囲でもあることに注意。

#### 4. 市場支配的地位の濫用規制

第 22 条(市場支配的地位濫用の禁止): 旧 17 条。

① 市場支配的地位を有する事業者による、次の濫用行為を禁止する。

- ・ 不当高価販売、不当廉価購入
- ・ 原価割れ販売
- ・ 取引拒絶
- ・ 排他的取引等取引限定
- ・ 抱合せ販売、その他の不合理な取引条件を付加
- ・ 同等な取引先に対し、取引条件の差別的取扱
- ・ その他国務院独占禁止法執行機構が認定する市場支配的地位濫用行為。

② 市場支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、前項に規定する市場における支配的地位濫用行為をしてはならない。

本法にいう市場支配的地位とは、事業者が関連市場内において、商品の価格、数量もしくはその他の取引条件を支配することができ、又はその他の事業者の関連市場への参入を阻害し、もしくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位を指す。

#### 第 23 条(市場支配的地位の認定)

事業者が市場における支配的地位を有することの認定にあたっては、次の各号に掲げる要素に基づかなければならない。

当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況。

当該事業者が販売市場又は原材料調達市場を支配する能力。

当該事業者の財力及び技術条件。

他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度。

他の事業者の関連市場への参入の難易度。

当該事業者の市場支配的地位認定に関するその他の要素。

#### 第 24 条(市場支配的地位の推定)

① 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場における支配的地位を有するものと推定することができる。

1つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に達している場合。

2つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で3分の2に達している場合。

3つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で4分の3に達している場合。

② 前項第2号又は第3号に定める状況に該当し、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

③ 市場における支配的地位を有すると推定された事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、当該事業者が市場における支配的地位を有すると認定してはならない。

※ デジタルプラットフォーム事業者に対する規制強化等については資料参照。

## 5. 企業結合審査

#### 第 25 条(企業結合審査対象)

・合併、株式買収・資産買収による支配権取得、契約等による支配権取得

#### 第 26 条(事前届出制度)

・企業結合届出基準規定3条による。

全世界売上高の合計が120億円(旧規定100億円)超又は中国国内売上高の合計が40億円(旧20億限)超、且つ

そのうち少なくとも2事業者の中国国内売上高がそれぞれ8億円(旧4億円)超

- ・届出基準に達していなくとも届出を命じられることもある。

#### 簡易届出案件

・企業結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定（2014年）2条（現企業結合審査規定19条）の事由により簡易届出制度の適用が可能になっている。

水平型結合の場合、すべての当事企業の市場シェアの合計が15%未満

垂直型結合の場合、川上川下市場での市場シェアがそれぞれ25%未満

水平・垂直に該当しない結合（混合型）の場合、各市場におけるシェアが各25%未満

#### 第30条(1次審査)

- ・必要書類受領後30日以内

#### 第31条(2次審査)

- ・2次審査決定から90日以内。必要あれば最長60日延長可。

#### 第32条(審査期間中断)

- ・22年法改正でStop-the-clock制度を導入。従来は一旦届出を撤回し、再提出という運用。

#### 第58条(罰則)

企業結合届出違反については、原状回復命令、前年度売上高の10%以下の制裁金。競争を排除、制限する効果がない場合（含むGun Jumping）は、500万元以下の制裁金。

#### ① Gun Jumping 処罰件数の増加、厳罰化

・キャノンによる東芝MS株式買収事案、韓国OCIのトクヤママレーシア買収事案、及び台湾水泥有限公司とトルコOYAK社のJV設立事案のいずれもがGun Jumpingとして当局から制裁金を課されている。

・2014年以降、処分案件が増加したが、2018年半ばまでは15~20万元の制裁金のみであった。SAMRは30~50万元の制裁金を課し厳罰化。2023年は処分公表事案がなかったが、2024年は150万元の制裁金を課された事案（海立・HaierのJV設立事案）等、3件処分があり、2021年7月テンセントによる中国音楽集団買収に関し制裁金のみならず競争状態の回復措置が命じられた。

#### ② 問題解消措置

・当局の介入が比較的多い分野：IT、半導体、医薬・医療、農業関係、海運等

・条件付決定の2つのタイプ

構造型：資産・事業の分離・第三者への売却

行動型：結合後も独立競争事業者として行動（hold separate）、取引条件の維持、情報遮断措置等。例としてJX金属によるタツタ電線の買収<sup>3</sup>【届出基準未達】（2024/6/11）

⇒水平型結合に対し行動的問題解消措置が付された事案が多数。

---

<sup>3</sup> [https://www.tatsuta.co.jp/ir\\_info/document/pdf/news\\_japanese\\_20240820\\_66c43111def11.pdf](https://www.tatsuta.co.jp/ir_info/document/pdf/news_japanese_20240820_66c43111def11.pdf)

以上